

令和5年度(2023年度)オホーツク振興局地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)
優先採択方針

1 優先して採択する事業

(1) 地域創生に向けて取り組む事業

北海道創生総合戦略に掲げる取組を推進するため、以下の事業を支援していく。

<優先採択事業>

- ・北海道創生総合戦略に掲げる取組を推進する上で、効果が高いと認められるハード事業またはソフト事業

(2) 地域重点プロジェクト推進事業

「展開方針」における地域が重点的に進めるプロジェクトの着実な推進を図るため、以下の項目に該当する事業について優先的に支援する。

<優先採択事業>

- ・地域が重点的に進めるプロジェクトを推進する上で、効果が高いと認められるハード事業またはソフト事業

(3) 地域政策コラボ事業

振興局が実施する地域政策推進事業と協働して実施する事業を優先的に支援する。

<優先採択事業>

- ・地域政策推進事業と協働して実施するハード事業またはソフト事業

(4) 広域的に連携する事業

住民のニーズが多様化し、高度化している一方、過疎化・高齢化による地域社会を支える人材の不足や厳しい経済情勢の影響により、個々の市町村で地域のニーズを満たすことは困難となっている。

このため、高度な機能の整備や質の高いサービスの提供、効果的な施設の整備、産業の振興など地域活性化への取組についても、これまで以上に地域間の連携や相互補完が求められることから、市町村の枠組みを超えた広域的な取組を優先的に支援する。

<優先採択事業>

- ・複数の市町村が共同で実施するハード事業（施設の共同設置等）またはソフト事業
- ・振興局の区域を越えて実施するソフト事業
- ・その他広域的な波及効果があるソフト事業

(5) 地域政策推進事業等と連携して実施する事業

「展開方針」における地域が重点的に進めるプロジェクトの取組を進め、個性ある地域づくりを推進するため、振興局が、地域と連携・協働のもと、地域に根ざした政策を進める「地域政策推進事業」等と連携し、協働で実施する事業を優先的に支援する。

<優先採択事業>

- ・振興局が実施する地域政策推進事業や地域産業雇用創出事業と連携して実施するソフト事業

(6) 多様な主体の連携を促進する事業

地域における新たな課題の解決や、地域特性を活かした創造的、持続的な地域の発展には、地域の多様な主体が各々の能力を発揮しつつ、連携・協働しながら取組を進めることが重要であることから、地域の多様な主体の連携・協働による地域活性化の取組を優先的に支援する。

<優先採択事業>

- ・地域の複数の主体が共同で実施するソフト事業
- ・局長が適当と認める者が実施する事業にあつては、市町村が関与（財政支援又は人的支援等）をしているソフト事業

(7) 地域防災力強化事業

災害に強いまちづくりを進めるため、「自助」、「共助」の考え方に基づく地域の防災力・減災力を強化する事業を優先的に支援する。

<優先採択事業>

- ・地域の防災力・減災力を強化するハード事業またはソフト事業

(8) 大規模災害からの復興計画に基づく事業

大規模災害からの復興計画に基づく復旧・復興に向けた取組を優先的に支援する。

<優先採択事業>

- ・大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置付けられたハード事業又はソフト事業

(9) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に取り組む事業

<優先採択事業>

- ・北海道SDGs推進ビジョンに基つき実施するソフト事業

(10) 緊急性の高い事業

<優先採択事業>

- ・緊急に取り組む必要があるハード事業またはソフト事業

(11) 先駆性のある事業

<優先採択事業>

- ・先進的な事業、新しい発想・新たな工夫が採り入れられているソフト事業

(12) 優位性のある事業

<優先採択事業>

- ・地域の特性（資源）や優位性が生かされているソフト事業

(13) 継続性のある事業

<優先採択事業>

- ・支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続的な効果が見込まれるソフト事業

2 採択の優先度が低い事業

(1) 交付税措置のある地方債を利用することができる事業

他の支援制度の活用を徹底を図る観点から、より効果的な支援を行うため、「交付税措置のある地方債を利用することができる事業（ハード事業）」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・地方債のうち元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債を利用できるハード事業

(2) 振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業

当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることを踏まえ、「総合振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業（ハード事業）」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・温泉保養施設整備事業
- ・パークゴルフ場等整備事業

(3) 同じ市町村に既に同様の施設があって、二つ目以上となる場合の施設整備事業

当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることを踏まえ、「同じ市町村に既に同様の施設があって、二つ目以上となる場合の施設整備事業（ハード事業）」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業
- ・体育施設等整備事業
- ・保育所等整備事業

(4) 市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業

地域住民への波及効果が高い事業への支援を促進するため、「市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業（ハード事業）」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・地区集会施設整備事業
- ・地区公園等整備事業

(5) 先駆性の低い事業

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、「先駆性の低い事業（ソフト事業）」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・過去に採択されたソフト事業（他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）と同様の内容が大半を占めるソフト事業（3年を限度とする継続採択事業は除く。）

(6) 事業主体の直接的関与が低い事業

事業主体による創意と主体性に基づく取組の促進を図るため、「事業主体の直接的関与が低い事業（ソフト事業）」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・事業内容の大半を委託するソフト事業（ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデータ作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。）

(7) その他

当交付金の趣旨を踏まえ、次の事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

<採択の優先度が低い事業の例>

- ・参加者の大半が団体構成員で占められるソフト事業
- ・団体構成員や参加者の旅費が事業費の大半を占めるソフト事業
- ・主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収するソフト事業